

○大阪産業大学研究生規程

制 定
最近改正

昭和 62 年 9 月 16 日
平成 22 年 3 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 大阪産業大学学則第 42 条による研究生の取り扱いについては、この規程に定める。

(出願資格)

第 2 条 本大学研究生に研究生として出願できる者は、つぎの各号に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者または卒業見込の者
- (2) 前号と同等以上の学力を有すると認められた者

(出願手続)

第 3 条 研究生として入学を志願する者は、研究生入学願(様式第 4 号)に本人の最終学校の卒業証明書(または卒業見込証明書)、成績証明書、履歴書、健康診断書および別に定める検定料を添え、当該学部長を経て、学長に願い出なければならない。

(研究生期間)

第 4 条 研究生の期間は、6 ヶ月または 1 ヶ年とする。ただし、特別の事情があるときは、本人の願い出により、教授会の議を経て期間の延長を許可することがある。研究生期間の延長を受けようとする者は、研究生期間継続願(様式第 5 号)を期間終了 1 ヶ月前までに、当該学部長を経て、学長に提出しなければならない。

(研究生入学許可)

第 5 条 第 3 条の願い出を受理した場合は、当該学部の教育および研究に支障のない範囲内において、教授会の選考に基づき、学長が入学を許可する。

(研究料)

第 6 条 研究生の研究料は、大阪産業大学学則第 36 条に定めるところによる。

(既納の研究料等)

第 7 条 既納の研究料およびその他の費用は、いかなる理由があっても返還しない。

(研究報告)

第 8 条 研究生は、研究生期間終了日までに研究報告書(様式第 6 号)を、当該学部長を経て、学長に提出しなければならない。

(証明書の発行)

第 9 条 研究生在学期間の証明書については、申し出により学長が発行する。

(規程の準用)

第 10 条 研究生に対しては、この規程に定めるほか学則およびその他の規程を準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日)

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。